## 『転落事故で道路管理の瑕疵が争われた事例 が確保された歩道脇 無蓋の側溝における

# 静岡県道自転車転落事故損害賠償請求事件--

道路局道路交通管理課 岡崎

溝(以下「本件事故現場」という。)は、 (以下「本件県道」という。) の東側歩道脇側

被

#### [一審判決] 平成一七年一一月一日 静岡地方裁判所 請求一 部認容

(確定)

はじめに

きものである。 般の事情を総合考慮して具体的個別的に判断すべ 瑕疵とは、営造物が通常有すべき安全性を欠いて いることをいい、瑕疵があったか否かは、当該営 国家賠償法二条一項の営造物の設置又は管理の 用法、 場所的環境及び利用状況等諸

判断を紹介することとする づき、損害賠償を請求した事件を取り上げ、 が、道路管理者に対し、 が確保された歩道脇の無蓋の側溝に転落した原告 の通常有すべき安全性についての裁判所における 今回の事例紹介は、 自転車走行中、十分な幅員 国家賠償法二条一項に基 道路

### 事案の概要等

#### 1

対する本件事故の日から支払済みまで年五分の割 合による金員を支払え。 被告は、原告に対し二、六〇六万円及びこれに

#### 2 事案の概要

た事案である。 所定年五分の割合による遅延損害金の支払を求め 害賠償金の支払とこれに対する事故の日から民法 て、被告に対し、 道路の無蓋の側溝に転落し怪我をしたと主張し 本件は、原告が自転車走行中、被告が管理する 国家賠償法二条一項に基づき損

### 争いのない事実

1 静岡県藤枝市小石川町県道藤枝大井川

> 2 前方の蓋に衝突させ、 れた状態の無蓋の側溝部分に転落し、 を南から北に進行中、蓋が破損し取り外さ 〇分ころ、自転車を運転して本件事故現場 (以下「本件事故」という)。 原告は、平成一二年三月五日午後八時一 下唇裂傷、 歯牙脱臼の傷害を負った 下顎骨骨折、 オトガ 顎を

3 二年三月五日から同年四月一七日まで、 平成一二年四月一八日から平成一五年五月 それぞれ藤枝市立病院口腔外科に入院 成一四年二月二五日から同年三月七日まで 四日まで 原告は、 上記傷害の治療のため、 (実通院日数五〇日) 同病院に 平

通院した。 一三日まで(実通院日数一九日)歯科医院に通院し、平成一四年三月二〇日から同年九月

### 一 主な争点と当事者の主張

#### 主な争点

争点2 原告に過失があるか。過失相殺の割合はま放置した管理の瑕疵があるか。

争点2 原告に過失があるか。過失相殺の割合は

### 2 当事者の主張

# のまま放置した管理の瑕疵があるか。 (1) 争点1 被告に、本件事故現場の側溝を無蓋

### ① 原告の主張

本件県道には、幅員二・五mの歩道が設置されており、側溝部分を含め歩行者の通行や自転車による通行が可能である。自転車が歩道を走行することは、歩行者の通行に危険を遊として広く社会的に容認されている。また、自転車や歩行者が側溝上を通行することも当然に予測される。したがって、本件県道の管理者である被告は、このような側溝上を走行する自転車や歩行者があることを予測して、する自転車や歩行者があることを予測して、する自転車や歩行者があることを予測して、本件県道には、幅員二・五mの歩道が設置

転落防止のための防護柵を設置する等の適切

の措置をしていなかったから、管理の瑕疵がであることを放置し、何らの転落防止のため被告は、本件事故現場の側溝が無蓋のまま

### ② 被告の反論

条に違反して歩道脇の側溝側端を走行した。 することは、本来の用法に基づくものではな い。したがって、上記の側溝を自転車で走行 行することを本来予定しているものではな 員確保のために側溝上を歩行者や自転車が通 もっぱら雨水等の排水を目的とし、歩道の幅 側溝部分である。以上によれば、この側溝は 故現場は、この歩道の脇にある幅約七○㎝の 車は、通常この歩道を通行している。本件事 十分な安全が確保されている。歩行者や自転 り、歩行者のみならず自転車で走行するにも い。また、原告は、道路交通法一七条、一八 歩道があり、東側歩道の幅員は二・五mであ 幅員のある道路である。本件県道には両側に 車線の道路であり、自動車走行上、十分な 本件県道は、一車線の幅員二・八mの片側

本件事故現場南側手前の側溝上には、隣家の情品等が置かれ、事実上も側溝上を歩行者や自転車が通行していたとは考えられず、その必要性もまったくなかった。原告は、十分走ですることが可能な歩道があるのに、上記の電柱とフェンスの隙間を自転車ですり抜けようとしたものであるが、前記のとおりこのような走行をする必要性はなんらなく、常識的には考えられない走行をした。

本件事故現場には、電柱に街灯が設置されており、本件事故当時、本件県道には相当量の日行車両があり、そのライト等によって、本件事故現場の状況が確認することができる程度の現場の側溝に蓋がないことを確認することは、地較的容易であったから、原告が本件事故を回比較的容易であったから、原告が本件事故を回比較的容易であったから、原告が本件事故を回方。 一部部分だけ有蓋の側溝は でも無蓋側溝や一部部分だけ有蓋の側溝は でしくなく、側溝上を自転車で通行する原告としては、蓋の有無を注視して運行上の安全を確 しては、蓋の有無を注視して運行上の安全を確 記しながら通行すべきである。

なく、また、転落防止措置を講じていなかっの事故があったとの報告を受けていない。の事故があったとの報告を受けていない。

ずか八三㎝程度の隙間しかなかった。しかも、東側にフェンスが設置されていて、その間わ

本件事故現場は、側溝の西側に電柱があり、

# (2) 争点2 原告に過失があるか。過失相殺の割たことは、何ら瑕疵にあたるものではない。

### ① 被告の主張

合はどの程度か。

原告は、何らの必要性がなく、常識的には考えられない側溝上のわずかな隙間をすり抜けようとしたこと、原告が本件事故現場の側溝に蓋がないことを確認することは比較的容易であったこと、わが国の現在の道路事情に照らせば、原告は、本件事故現場付近の側溝を通行するに当たり、蓋の有無を注視し運行上の安全を確認しながら通行すべきであるのにこれを怠ったこと、以上の原告の過失があり、これらを総合的に判断すれば、少なくとも九割の過失相殺をすべきである。

### ② 原告の反論

れを直ちに違法視すべきではない。規範として広く社会的に容認されており、こ自転車が歩道を走行することは、事実上の

原告は、自然に本件事故現場の側溝を通行したにすぎない。また、本件事故当時、本件事故現場付近の歩道には歩行者がなかったのであるから、原告が歩道や側溝を通行したことは、なんら歩行者の通行を妨げるものではなく、原告に過失はない。

簡単なことである。 簡単なことである。 簡単なことである。 簡単なことである。 のが普通であり、原告もこのように考えて走 のが普通であり、原告もこのように考えて走 のが普通であり、原告もこのように考えて走

なお、本件事故現場付近は、夜間で暗く、ましてや、原告は、無蓋部分があるとは予測していないから、事前に無蓋部分を発見することは、困難であった。また、側溝、本件事故現場のように電柱とフェンスにはさまれた側溝であっても、自転車や歩行者が通行することを予測して、転落防止等の措置をとるのが道路管理者である被防止等の措置をとるのが道路管理者である被防止等の措置をとるのが道路管理者である被防止等の措置をとるのが道路管理者である被防止等の措置をとるのが道路管理者である被防止等の

理由がない。 以上によれば、被告の過失相殺の主張は、

### 三 主な争点に対する裁判所の判断

#### 主 文

による金員を支払えする本件事故の日から支払済みまで年五分の割合被告は、原告に対し、七〇〇万円及びこれに対

# 1 管理の瑕疵の有無について (争点1)

(1) 国家賠償法二条一項にいう営造物の設置又

解するのが相当である。 解するのが相当である。 の関係で、関係であると、で具体的、個別的に判断すべきものであるとでは、当該営造物の構造、用法、場所的ないでは、当該営造物の構造、用法、場所的ないでは、当該営造物の構造、用法、場所的ない。

実が認められる。(2) 前記争いのない事実等によれば、以下の事

る上で十分な幅員のある道路である。 片側一車線の道路であり、自動車が走行すほぼ南北に走る一車線の幅員約二・八mのア 本件県道は、本件事故現場付近において、ア

街地である。 ほぼ直線である。 記歩道及び側溝は、 は、ほとんど高低差がない。本件県道、上 上記歩道と側溝の蓋(コンクリート製)と 道の東側に有蓋の側溝が設置されている。 にも十分な幅員が確保されている。この歩 あり、歩行者のみならず自転車で走行する 約二・二五m に歩道があり、このうち東側歩道の幅員は、 本件県道の本件事故現場付近には、 (縁石車道側からの距離) で 本件事故現場付近は 本件事故現場付近では 両側 市

ている。本件事故現場は、この歩道の東側側溝部分ではなく、この歩道部分を通行し自転車がこの歩道を通行する場合、通常

もの)が損壊し存在しなかった。 の蓋一個(約五○㎝×約七○㎝の大きさの件事故当時、本来あるべきコンクリート製は、幅約七○㎝、深さ約七○㎝であり、本は、幅約七○㎝、

本件事故現場は、側溝の西側に電柱があり、東側にフェンスが設置されていて、その間わずか約八三四程度の隙間しかなかっの間わずか約八三四程度の隙間しかなかった。本件事故現場は、側溝の西側に電柱があ

原告は、平成一二年三月五日夜、自転車で自宅からカラオケに行く途中、本件事故現場付近でスナックを営む知人を見舞うため、本件事故現場手前で本件県道を横断し、たっ、前記電柱とフェンスではさまれた側溝を通り抜けようとしたところ、本件事故現場で側溝の蓋がなかったため、側溝に転落を通り抜けようとしたところ、本件事故現場で側溝の蓋がなかったため、側溝に転落といる。

目的として設置されたものであって、自転車は存在する有蓋側溝は、本来雨水等の排水をに存在する有蓋側溝は、本来雨水等の排水をに存在する有蓋側溝は、本井東放以前に転落事ウ 本件事故現場で、本件事故以前に転落事

たものではないと認められる。しかも、本件 事故現場付近は、十分な幅員の歩道が設置されており、自転車がこの歩道を走行することに何 に支障がなく、特に本件事故当時、歩道に歩 に支障がなく、原告が歩道を走行することに何 ら支障がなかった。加えて、本件事故現場は、 わずか約八三 mの隙間部分である。

これとほとんど高低差がないこと、以上認定のこの側溝の位置、構造等によれば、この側溝上を歩行者はもちろん、自転車が通行するに格別の支障がないと認められること(本件に格別の支障がないと認められること(本件に格別の支障がないと認められること(本件本件事故現場付近の側溝上に備品等が置かれていたとしても、それは側溝上を自転車が通行する支障となるものではない)、歩道脇に設置された有蓋の側溝上を自転車が走行することされた有蓋の側溝上を自転車が走行すること

を得ない。

法の規定に違反して歩道の右側端を走行するとも、経験上ありうること、以上の諸事実が通行することは、通常予測することができが通行することは、通常予測することができるものであると認めるのが相当である。なお、本件事故前に本件事故現場で転落事故が発生したとの報告がされていないことは、何ら前したとの報告がされていないことは、何ら前したとの報告がされていないことは、何ら前

記の認定を左右するものではない。

をして、本件事故現場は、有蓋側溝のうち、 、本件事故現場付近には、街灯があり、また、原告が運転していた自転車等の照明もあったが、これらが本件事故現場の側溝に蓋が存在しないことを容易に発見することができる程度の明るさであったとは認められないことをも考慮すると、自転車で本件事故現場付近の側溝を通行すれば、蓋が存在しない側溝部分に転落する危険があるから、本件事故現場の側溝に蓋が存在しなかったことは、その通常有すべき安全性を欠いていたといわざる通常有すべき安全性を欠いていたといわざる

損害を賠償する責任がある。
現に基づき、本件事故によって原告が被ったあると認められ、被告は、国家賠償法二条一あると認められ、被告は、国家賠償法二条一

# 2 過失相殺の可否・程度について (争点2)

経験上ありうること、

自転車が道路交通

べき事由に該当するというべきである。 害賠償額を算定するにあたって過失相殺をす が側溝上を自転車で通行したことは、 していること、以上の点を総合すると、 溝上を通行したことが本件事故の発生に寄与 況からすれば、ひったくり被害にあわないた のであるが、上記のような歩道と側溝の状 分を通行したのは、ひったくり被害にあわな 三四の間隔しかないこと、原告がこの側溝部 はなかったこと、側溝部分は、幅約七〇mに 告がこの歩道を自転車で通行するに何ら支障 上を通行する必要性は乏しいこと、 いため、車道から一番遠くを走行したという 有蓋の構造であること、特に、 電柱とフェンスに挟まれた約八 歩道を通行すれば足り、 原告が側 本件損 原告 側|溝| 本件

を比較すると、原告の損害額から四割を控除 前記認定の瑕疵の内容等と原告の上記過失

結論

理由があり、 おり判決する。 したがって、 その余は理由がないから、 原告の本訴請求は、 上記の限度で 主文のと

#### (2)するのが相当である。 めであっても、 事故現場は、 すぎず、

日から支払済みまで民法所定の年五分の割合によ として、七七〇万円及びこれに対する本件事故の る遅延損害金の支払を求めることができる。 法二条一項に基づき、本件事故による損害賠償金 以上によれば、 原告は、 被告に対し、 国家賠償

#### 当事者の主張及び裁判所の判断のポイント

	当争省が土派及び裁判がの判断のかって		
	原告の主張	被告の主張	裁判所の判断
争点 1	・ 県道の管理者である被告は、側溝 上を走行する自転車や歩行者がある ことを予測して、危険が及ばないよ う側溝に蓋をし、あるいは、転落防 止のための防護柵を設置する等の適 切な管理をするべき	<ul> <li>・ 側溝は、、 もっぱの幅の体体のの行動を開展体体のの行動を開展を表示をしているを関係を表示をしている。</li> <li>・ 道路やしてはない。</li> <li>・ 道路の側溝側を走びが、大き道路の側溝側をを変が、上が、上が、上が、上が、上が、上が、上が、上が、上が、上が、上が、上が、上が</li></ul>	車が通行するに格別の支障がない ・ 歩道脇に設置された有蓋の側溝上を自転車が走行することは、経験上ありうる ・ 自転車が道路交通法の規定に違反して歩道の右側端を走行することも、経験上ありうる
	● 事放現場の側溝が無蓋のままであることを放置し、何らの転落防止のための措置をしていなかったから、管理の瑕疵がある。	● 事放現場の側溝に蓋がなく、また、 転落防止措置を講じていなかったこ とは、何ら瑕疵にあたるものではな い。	ったことは、その通常有すべき安全
争点 2	・ 原告は、自然に事故現場の側溝を通行したにすぎない。     ・ 原告が歩道や側溝を通行したことは、なから歩行者の通行とな妨い。     ・ 自転車で通行する者は、通常、側溝の有蓋と考えるのが普通・事故現場付近は、夜間で暗く、原生は、いから、事が思想があるとは、困難・事故見場のように電柱とフェンには、困難・事故まれた側溝であったとは、困難・事故まれた側溝であったとも、困難・事故まれた側溝であったとない。因構であるとは、困難・事故まれた側溝であるとを予が道である。とを予が道である。とを予が道を発情である。	・ 原告の走行は、道路交通法に違反 ・ 原告は、常識的には考えられない 側溝上のわずかな隙間をすり抜けよ うとした ・ 側溝に蓋がないことを確認することは比較的容易であった ・ 側溝を通行するに当たり、蓋の有 無を注視し運行上の安全を確認しな がら通行すべきであるのにこれを怠った	員約2.25mの歩道があり、この歩道は、自転車で通行するに十分な幅員がある・ 自転車で歩道を通行する場合、通常この歩道部分を通行し、歩道に接する側溝部分を通行しない・ 事故当時、原告がこの歩道を自転
	● 被告の過失相殺の主張は、理由がない。	● これらを総合的に判断すれば、少なくとも9割の過失相殺をすべき	<ul> <li>原告が側溝上を自転車で通行したことは、過失相殺をすべき事由に該当するというべきである。</li> <li>取疵の内容等と原告の過失を比較すると、原告の損害額から4割を控除するのが相当</li> </ul>